

病院群輪番制病院設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院群輪番制病院設備整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、救急医療を実施する医療施設が、第二次救急医療施設として必要な診療機能及び専用病床等の設備機能の確保を図る事業に要する経費に対し、補助金を交付し、地域の実情に応じた救急医療体制の整備を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき、病院群輪番制で救急医療を行う医療施設の開設者とする。

(補助金対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号）4（7）ア（ウ）に規定する病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業とする。

(補助金対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する医療機器の備品購入費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、1か所当たり22,000千円（ただし、特別に必要な場合は、110,000千円）を限度額とし、予算の範囲以内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定に基づく補助金等交付申請書は、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める承認を要しない変更とは、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号のその他市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定に基づく実績報告書は、事業完了後市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第16条の規定に基づき、補助事業者は、本補助事業により取得した医療機器を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月19日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月10日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月22日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。